

「クマPAY」決済機器等導入支援補助金交付要項 (物価高対応型)

○目的	熊谷市地域電子マネー「クマPAY」による電子的決済を行うための端末及び附属機器等(以下「キャッシュレス決済端末等」という。)を導入する事業者に対し、キャッシュレス決済端末等の導入に係る経費の一部を補助することにより、熊谷市地域電子マネー「クマPAY」の決済環境を強化し、もって市内商業の振興を図る。				
○対象者	<p>次のいずれの要件も備えている者とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 申請時において取扱加盟店であること。(2) 熊谷市地域電子マネー「クマPAY」の決済に使用する新たなキャッシュレス決済端末等を導入すること。(3) 過去に同一のキャッシュレス決済端末等の購入に係る補助金の交付を受けていないこと。 <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除外する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、金融・資金業その他市長が補助金の交付対象として社会通念上適切ではないと認めるものでないこと。(3) 市税等を滞納していないこと。				
○申請方法	補助金を受けようとする補助対象者は、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。				
	<ul style="list-style-type: none">(1) 「クマPAY」決済機器等導入支援補助金(物価高対応型)交付申請書兼実績報告書(様式第1号)(2) 誓約書及び承諾書(様式第2号)(3) 対象経費に係る仕様書等の写し(カタログ等、導入した機器がわかるもの)(4) 補助対象経費の支払及び内訳が確認できる書面(5) 市税に滞納がない旨の証明書(6) 振込依頼する銀行口座の通帳の写し(7) その他市長が必要と認める書面				
○申請期間	申請の受付は、令和8年3月19日までとする。 ただし、予算に達し次第、受付を終了します。				
○補助金額	次の表に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。 購入台数は、補助対象者が設置するレジスター等の台数を上限とする。				
	<table border="1"><thead><tr><th>補助金の額</th><th>上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>キャッシュレス決済端末等1台あたり2万円又は 実際に要した費用のいずれか少ない額</td><td>20万円</td></tr></tbody></table>	補助金の額	上限額	キャッシュレス決済端末等1台あたり2万円又は 実際に要した費用のいずれか少ない額	20万円
補助金の額	上限額				
キャッシュレス決済端末等1台あたり2万円又は 実際に要した費用のいずれか少ない額	20万円				
	※千円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。 ※ポイント値引き等がある場合は、値引き後の金額が補助対象費用です				

○補助対象経費

熊谷市地域電子マネー「クマPAY」が決済できるキャッシュレス決済端末等を購入することを必須とします。

また、他のキャッシュレス決済に利用できる端末等導入に要する端末本体機器、附属機器等のうち、次に該当する補助対象者が負担する費用(消費税及び地方消費税を除く。)について補助する。

ただし、中古品の購入を除く。

キャッシュレス決済端末 本体機器	新規購入
附属機器等	(1)汎用端末 (2)決済端末に関連する機器 (3)ネットワーク接続機

※新規購入：買替は除く

※附属機器等：工事費用やリースまたは割賦支払による経費、通信費、アクセサリー等は対象外

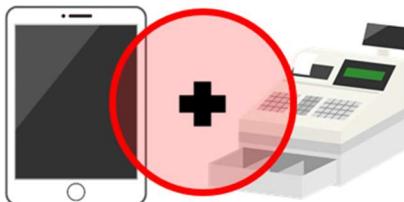
対象となる経費の例

OK



カメラ機能付きタブレット

OK



カメラ機能付きタブレット + キャッシュレス決済対応レジ

OK



カメラ機能付きタブレット + キャッシュレス決済端末



キャッシュレス決済対応レジのみ

NG



キャッシュレス決済未対応端末（パソコン等）